


所管部課	子ども生活部 青少年課	部長	榎本 豊	
件名	東大和市立学童保育所条例施行規則の一部改正について			
		区分	<input type="radio"/>	1 審議事項
				2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市立学童保育所条例施行規則		
	部課機関			
<p>1 要旨</p> <p>児童福祉法の改正に伴い、放課後児童健全育成事業の基準が国から示された。基準の内容に従い、東大和市立学童保育所条例の入所要件がこれまでの小学校第1学年から第3学年までの者から小学校に就学している者に改められたことにより、東大和市学童保育所条例施行規則の一部を下記のとおり改める。</p> <p>①東大和市立学童保育所条例施行規則の学童保育所入所基準表の基準指数を6年生まで拡大する。</p> <p>②心身に障害を有する児童の要件を愛の手帳4度程度から3度若しくは4度程度とする。</p> <p>③滞納のある保護者の基準指数を4減算することを加える。</p> <p>2 施行日</p> <p>子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。</p> <p>3 影響及び効果</p> <p>①学童保育所の入所要件が小学校に就学している者になることにより、新たに第4学年から第6学年までの児童の入所が可能となる。</p> <p>②愛の手帳の度数を3度までとすることで、受け入れの拡大をはかる。</p> <p>③滞納のある保護者の指数を減算することで、収納率の向上をはかる。</p>				
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課審査済み</p>				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、改正の手続きを進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。